

建 築 各 種 申 請 ベ ン リ 帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	深谷市 都市整備部 建築住宅課	TEL	(代)048-571-1211/(直)048-574-6655
		〒366-8501	FAX	048-571-1092
		深谷市仲町11番1号	E-mail	kentiku@city.fukaya.saitama.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	深谷市 都市整備部 都市計画課	TEL	(直)048-574-6653
		〒366-8501	FAX	048-571-1092
		深谷市仲町11番1号	E-mail	toshi@city.fukaya.saitama.jp
3	消防法	深谷市消防本部	TEL	048-571-0119
		〒366-0029	FAX	
		深谷市上敷免858	E-mail	
4	道路 河川	熊谷県土整備事務所	TEL	048-533-8778
		〒360-0841	FAX	048-530-1270
		熊谷市新堀500	E-mail	
		深谷市 都市整備部 道路管理課	TEL	048-574-6651
		〒366-8501	FAX	048-574-6670
		深谷市仲町11番1号	E-mail	

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）
- ・地階を除く階数が2以下
 - ・延べ面積300㎡以下
 - ・高さ16m以下
- ①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
- ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・深谷市建築基準法施行細則 ・深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
2	都市計画法関係	・深谷市開発許可等の基準に関する条例・施行規則 ・深谷市開発行為等指導要綱・施行基準

3	その他	・深谷市レンガのまちづくり条例・規則（都市計画課） ・深谷市における私道等の寄附受入れに関する要綱（道路管理課）
---	-----	---

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）＝0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅱ（※）またはⅢ（※）都市計画区域外（建築物の高さ13m以下の場合を除く）
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の 緯度経度	深谷市 東経139° 16′ 53″ 北緯 36° 11′ 51″ 標高 37.4m
5	日影規制の 注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：深谷市都市計画課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域（防火・準防火地域除く）、非線引き区域で用途地域の定めのある地域								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ	深谷市特別工業地区条例 深谷市 都市計画課（048-574-6654）							
		<table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>特別工業地区（準工業地域）</td><td>特別工業地区内の建築制限</td></tr><tr><td>特別工業地区（第1種住居地域）</td><td>特別工業地区内の建築物の制限の緩和</td></tr></table>			区域	主な締結事項	特別工業地区（準工業地域）	特別工業地区内の建築制限	特別工業地区（第1種住居地域）	特別工業地区内の建築物の制限の緩和
区域	主な締結事項									
特別工業地区（準工業地域）	特別工業地区内の建築制限									
特別工業地区（第1種住居地域）	特別工業地区内の建築物の制限の緩和									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ	深谷市 都市計画課（048-574-6654）							
		<table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>建蔽率の最高限度</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
なし	なし	なし								
		問い合わせ	深谷市 都市計画課（048-574-6654）							

深谷市

埼玉県熊谷建築安全センター（R 7. 4 現在）

（限定特定行政庁／平成6年4月1日～）

4	建築基準法第58条に基づく高度地区	<table><tr><td>種類</td><td>適用区域</td><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし								
種類	適用区域	高さの最高限度														
なし	なし	なし														
5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ 深谷市 都市計画課（048-574-6654） <table><tr><td>地区</td><td colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</td></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>建蔽率の最高限度</td><td>敷地面積の最低限度</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">壁面の位置制限</td></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr></table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ 深谷市 都市計画課（048-574-6654） <table><tr><td>街区</td><td>容積率の最高限度</td></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>なし</td></tr><tr><td>壁面の位置制限</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 深谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 深谷市 建築住宅課（048-574-6655） 都市計画課(048-574-6654) <table><tr><td>地区整備計画区域</td><td>条例で定めている主な事項</td></tr><tr><td>岡里地区</td><td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限</td></tr><tr><td>榛沢西部地区</td><td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限</td></tr><tr><td>花園IC拠点地区</td><td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限</td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	岡里地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限	榛沢西部地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限	花園IC拠点地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限						
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
岡里地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限															
榛沢西部地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限															
花園IC拠点地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 問い合わせ 深谷市 建築住宅課（048-574-6655） <table><tr><td>区域</td><td>主な締結事項</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table><tr><td>地名地番</td><td>団地名</td><td>備考</td></tr><tr><td>緑ヶ丘54外</td><td>市営住宅</td><td>共同住宅</td></tr><tr><td>宿根600</td><td>市営住宅</td><td>共同住宅</td></tr><tr><td>東方字杉町1737の一部外</td><td>-</td><td>共同住宅</td></tr></table>	地名地番	団地名	備考	緑ヶ丘54外	市営住宅	共同住宅	宿根600	市営住宅	共同住宅	東方字杉町1737の一部外	-	共同住宅		
地名地番	団地名	備考														
緑ヶ丘54外	市営住宅	共同住宅														
宿根600	市営住宅	共同住宅														
東方字杉町1737の一部外	-	共同住宅														

深谷市

埼玉県熊谷建築安全センター（R 7. 4 現在）

（限定特定行政庁／平成6年4月1日～）

10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1.深谷市ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 域指定の関係図書は、熊谷県土整備事務所及び深谷市総務防災課にて縦覧できます。										
11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	問い合わせ 深谷市 都市計画課（048-574-6654） <table><tr><th>地区計画</th><th>地区整備計画で定める主な事項</th></tr><tr><td>武川中央地区</td><td>最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限</td></tr><tr><td>川本中央地区</td><td>建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限</td></tr><tr><td>小前田駅北西部地区</td><td>最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限</td></tr></table>			地区計画	地区整備計画で定める主な事項	武川中央地区	最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限	川本中央地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限	小前田駅北西部地区	最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限
地区計画	地区整備計画で定める主な事項											
武川中央地区	最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限											
川本中央地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限											
小前田駅北西部地区	最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限											
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 深谷市 都市計画課（048-574-6654） <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			区域	主な締結事項	なし	なし				
区域	主な締結事項											
なし	なし											
13	都市計画区域編入時期	深谷市（旧岡部町）（旧川本町）（旧花園町） 昭和25年10月28日 昭和38年10月 9日 昭和45年10月 9日 昭和60年 7月23日	都市計画図									
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 深谷市 建築住宅課（048-574-6655） <table><tr><th>市町村名</th><th>地域区分</th></tr><tr><td>深谷市</td><td>6 地域</td></tr></table>			市町村名	地域区分	深谷市	6 地域				
市町村名	地域区分											
深谷市	6 地域											

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 1,000㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 全面積
		都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3,000㎡以上
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10,000㎡以上

6. その他の届出等

届出等		対象	時期	提出先
1	高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課

2	建築物省エネ法	適合性判定申請	全ての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※4）を除く）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	深谷市建築住宅課（経由のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで	深谷市都市計画課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	深谷市都市計画課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	深谷市建築住宅課（経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	北部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	深谷市建築住宅課（経由のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 （一）下記に掲げる建築物：深谷市都市整備部 建築住宅課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、木造建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

（二）上記以外の建築物 ：熊谷建築安全センター

※2（※1（一））の建築物 ：深谷市都市整備部 建築住宅課

（※2（二））の建築物 ：埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物